

カナダ

TPP が日加関係を変える

ジェトロ海外調査部米州課 藪 恭兵

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定によってカナダへの市場アクセス改善が見込まれる。発効すれば9割超の貿易品目について関税が即時ゼロになることから、関税節減メリットや新たな輸出機会が期待できる。北米自由貿易協定 (NAFTA) の経験から、TPP の税関手続きルール面でも円滑な対応が見込める。批准見通しについては、政府・産業界ともに「米国次第」のスタンスをとっている。

自動車・同部品で輸出上のメリット大

TPP に参加する 12 カ国の中で、米国・カナダは初めて日本と自由貿易協定 (FTA/EPA) を交渉妥結することになる。カナダの名目 GDP は、TPP 参加国の中では米国、日本に次いで大きい (表)。海外からの移民を積極的に受け入れることなどにより、人口増加を続ける数少ない先進国でもある。

日本・カナダ間の往復貿易額は、2 兆円 (2015 年) を超える。日本からは主に自動車関連、機械類が輸出され、カナダからはエネルギー資材や豚肉などが輸入されている。TPP が発効すれば、カナダ側で取引品目全体のうち 98.7% について、TPP が定める関税削減スケジュールに沿って関税がゼロまで引き下げられ

る。機械類 (HS84 類)、電子機器 (85 類)、化学品 (28、29 類) など 94% の品目の関税は発効と同時に無税となる。食品分野では、日本からリンゴなどの果物類 (08 類) を発効直後に無税で輸出できるほか、牛肉は割当量を超えて輸出される分に賦課される 26.5% の関税が、TPP 発効 6 年後にゼロになる。日本政府がかねて引き下げを要望していた衣類 (最高実効税率 18%) や、造船およびタンカー (同 25%) についても、即時撤廃、もしくは数年をかけて無税になる。

最近ではユニクロや無印良品といった日本のサービスのカナダ進出が目覚ましい。日本製品のブランドイメージが高まれば、関税削減によるコスト上の優位性を武器に、“メイド・イン・ジャパン” を売り込むチャンスも高まろう。

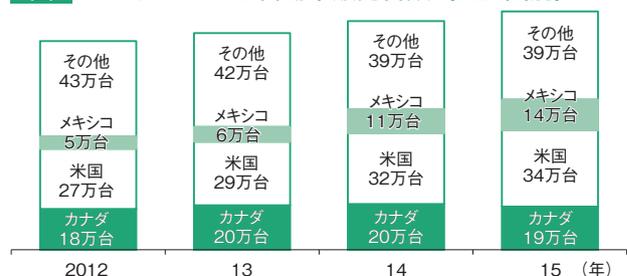
TPP で期待できる分野の一つは、自動車産業である。カナダ国際自動車メーカー協会 (GAC) によると、米国系以外の主なメーカーが 15 年にカナダで販売した 106 万 3,652 台の自動車のうち、カナダ国内で生産されたのは 19 万 2,679 台、2 割弱にとどまる (図)。12 年からの推移を見ると、カナダ国内での生産はほぼ横ばいであり、米国、メキシコ両国での生産比率が高まっている。日系自動車メーカーに限ると、現地生産の割合は 3 割と若干高いが、それでも日本や米国から輸入される自動車の方が多い。

表 TPP 参加国の名目 GDP、税関手続きに関わるコスト

国	名目 GDP (2013年)		税関手続き	
	10億ドル	シェア (%)	所要時間 (時間)	手続料 (ドル)
米国	16,663	60.3	2	175
日本	4,909	17.8	48	337
カナダ	1,837	6.6	2	172
オーストラリア	1,501	5.4	37	525
メキシコ	1,262	4.6	44	450
マレーシア	323	1.2	24	321
シンガポール	302	1.1	35	220
チリ	277	1.0	54	290
ペルー	202	0.7	72	583
ニュージーランド	186	0.7	25	367
ベトナム	171	0.6	64	268
ブルネイ	18	0.1	48	395

資料：IMF、世界銀行の資料を基に作成

図 カナダにおける自動車販売台数 (生産国別)



注：米国系メーカーは除く。乗用車と小型トラック (SUV 含む)
 出所：GAC

日本からカナダに輸出される乗用車の多くは、現行6.1%の税率がTPP発効後に段階的に削減、5年目に完全撤廃される。15年にカナダとFTAを発効させた韓国は、同年のカナダ向け自動車輸出台数を前年比8.8%増の15万769台に伸ばした。TPPを通じて日本の自動車メーカーがどこまで巻き返せるか注目される。

自動車部品についてはどうか。ジェトロの「2015年度カナダ進出日系企業実態調査」によると、在カナダ日系自動車関連企業による部品・材料の現地調達率は26.8%で、米国をはじめ国外からの輸入に頼っている。米国・カナダ間の取引はNAFTAで無税となるが、特惠税率の適用ルールである原産地規則を比較すると、TPPを使った方が有利な場合がある。日本から輸出されるギャボックスや駆動軸（実効税率6%）などの関税は、TPP発効後は全て即時撤廃となることから、日本からの調達拡大も期待される。

批准は米国の出方次第

税関手続き面でのカナダの備えは万全だといえる。日本は、これまで締結したEPAでは日本商工会議所が原産地証明書を発給する「第三者証明制度」を採用してきた。これに対し、TPPのルールで利用可能なのは、事業者自らが証明書を作成する「自己証明制度」のみとなる。その点カナダは、発効から20年以上経過したNAFTAを筆頭に、「自己証明制度」を採用しており、TPPの運用においても大きな制度変更の必要はない。カナダの輸入者にとっては、TPP利用のハードルは高くないだろう。

またカナダは、税関機能でも世界でトップレベルの効率性を誇る。世界銀行によると、輸入手続きに要する平均時間は2時間と、TPP参加国の中では米国と並んで最も短い（表）。通関費用も、TPP参加国の中では最も低い。TPP第5.3条は、関税分類や適用税率などに関する事業者からの問い合わせには150日以内に回答するよう参加国に義務付けているが、カナダの税関法は原則として120日以内と定めている。この点でも運用上の支障はない。またカナダの税関当局は、事前教示の回答例をウェブサイトで公開しており、過去の事例を参考にすることもできる。

TPPの批准に関しては、カナダは米国と歩調を合わせる構えである。カナダ議会は、TPP署名直後に

パブリック・コメントを実施し、フリーランド国際貿易相が各地の説明会に出向くなど、批准に向けた下地づくりを進めていた。しかし、米国で16年夏季休会前の議会審議が絶望的になると、パブリック・コメントの募集を、当初の6月から10月末に延期した。米国の批准がない限りTPPは発効しないことから、大統領選後の米国の政治動向を踏まえて決断する、とのカナダ政権の意向が如実に表れた形だ。

トルドー首相は、「(TPPの)内容を精査する」と発言。フリーランド国際貿易相は16年9月のG20サミットにおいて、「重要な協定だからこそ、国民と十分な対話を重ねることが重要」と語った。自由貿易を推進する立場の与党、自由党はFTAを競争力の源泉と捉える。産業界も基本的には自由貿易を支持するが、TPP熱はそれほど高くないのが実情だ。ある産業の関係筋は、「TPP批准に対して、カナダは様子見だ」として、発効見通しがより明るいEUとの包括的経済・貿易協定(CETA)を優先する姿勢を見せた。

知財分野のルールも国際水準に

TPPが発効すれば、関税以外のカナダのビジネス環境改善も期待できる。知的財産分野における国際条約の中には、カナダが参加していないものもある。TPP第18.7条は、マドリッド議定書やシンガポール条約、世界知的所有権機関(WIPO)著作権条約といった複数の知財分野での国際枠組みへの加盟を義務付けている。これらの条約加盟に向け、カナダは国内法を改正する必要がある。例えばマドリッド議定書に加盟した場合、日本から国際事務局に出願さえすればカナダ側での商標権申請は不要となる。

地理的表示(GI)についても、日加両国の国産酒類を相互承認することがTPPの枠内で合意された。日本酒や一部焼酎を含む日本政府指定の地域ブランド名は、カナダで保護される。カナダでは日本酒への注目が高まっており、ジェトロ・トロント事務所が主催する日本酒イベントには、現地のバイヤーや市場関係者が数多く集まる。日本の財務省によると、15年の日本のカナダ向け日本酒輸出は3億4,479万円、前年比18.8%増と伸びている。1リットル当たり最高12.95カナダ・セントという日本酒の関税がTPPで無税になれば、輸出拡大に一役買うかもしれない。 